

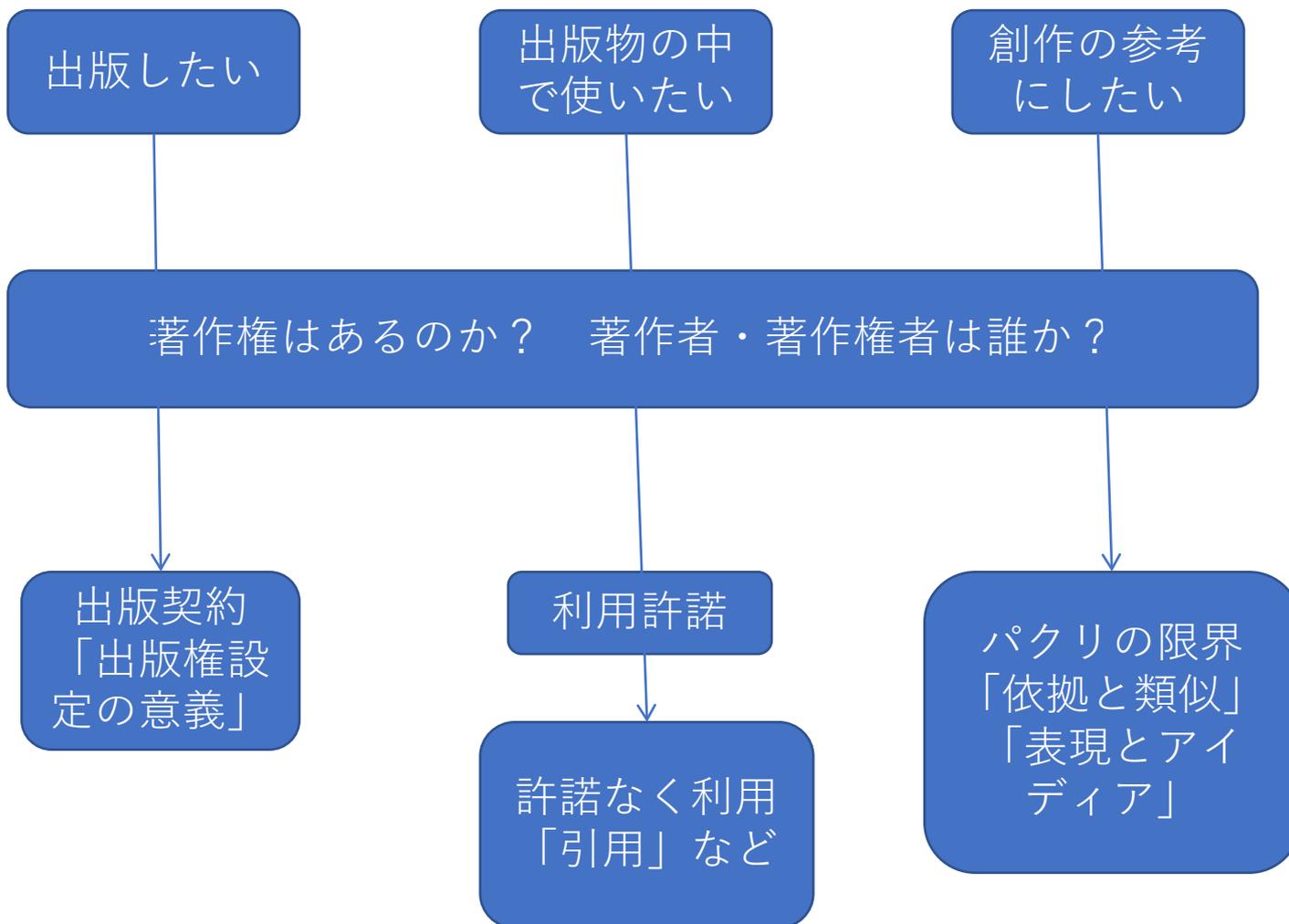
著作権入門セミナー

第2回 著作権制度の基礎、著作物、著作者

用賀法律事務所 弁護士

村瀬 拓男

著作権の知識はどこで必要か



著作権をどう理解するか

著作物が「公共の財産」ともなることにより、著作権者の権利に優先して保護することが妥当な利用

「著作権制限規定」

「保護期間」

著作物の利用による経済的利益を著作権者に還元することが創作行為のインセンティブとなる「財産権」的要素

「複製権」
「送信権」

「著作隣接権」

人の精神的な営みであるから保護される「人格権」的要素

「同一性保持権」

「公表権」
「氏名表示権」

第1 「著作物」

1 定義

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学問、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（2条1項1号）

著作物の例示（10条1項）

- ① 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 舞踏又は無言劇の著作物
- ④ 絵画、版画、彫刻その他美術の著作物
- ⑤ 建築の著作物
- ⑥ 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ⑦ 映画の著作物
- ⑧ 写真の著作物
- ⑨ プログラムの著作物

事実の伝達に過ぎない文章は①に該当しない（10条2項）

2 「表現」が保護され「アイデア」は（著作権法では）保護されない→アイデア・表現二分論

アイデアの保護は、他者による表現の自由を制約することになる。

武蔵事件 知財高裁平17・6・14

万年カレンダー事件 大阪地判昭59・1・26

パズル事件 東京地判平20・1・31

問題及び回答に含まれるアイデア自体は保護対象ではない。

3 著作物かどうかが問題となる局面

(1) 定義に著作物性があるか

城の定義事件 東京地判平6・4・25

→「思想と表現との混同理論」

(2) ありふれた表現

ラストメッセージin最終号事件 東京地判平7・12・18

定型的ではない独自の言い回しがあるかどうか

交通標語事件 東京高判平13・10・30

著作物性が認められる場合でも、その保護範囲は一般に狭く、デッドコピーの禁止にとどまるものも少なくない。

(3) 記事見出し

YOL事件 知財高判平17・10・6

見出し、タイトル、キャッチフレーズなどの短い文章
表現の選択の幅がどれだけ大きいのか。

(著作権侵害は否定したが、不法行為責任は肯定)

(4) 創作性が問題となる場合

ライブドア裁判傍聴記事件 知財高判平20・7・17

証言内容の書きとり、要約に著作物性を否定

(5) 地図の著作物性

ふいーるどわーく多摩事件 東京地判平13・1・23

明治図事件 東京地判平26・12・18

創作性に入る余地は少ないとしつつ、情報の取舍選択とその表示方法によっては認められる。

(6) 写真

平面美術物の写真に著作物性なし

版画写真事件 東京地判平10・11・30

商品紹介用写真に著作物性を肯定した例

スメルゲット事件 知財高裁平18・3・29

(7) 応用美術

美術の著作物には美術工芸品を含む(2条2項)

ファービー人形事件 仙台高判平14・7・9:否定

仏壇彫刻事件 神戸地姫路支判昭54・7・9:肯定

意匠法との関係→重複保護を肯定

TRIPP TRAPP事件 知財高裁平27・4・14

(8) タイプフェイス・デザイン書体・ロゴマーク

ゴナ書体事件 最判平12・9・7:否定

装飾文字「趣」事件 大阪地判平11・9・21:否定

「Asahi」ロゴマーク事件 東京高判平8・1・25:否定

タイプフェイスに著作物性を認めると弊害が大きい、という政策的判断

4 その他著作物性が問題となる領域

(1) 編集著作物

「素材の選択」「配列」に創作性があるかどうか

書籍レイアウト:否定 知恵蔵事件 東京高判平11・10・28

見本帳:否定 色画用紙見本帳事件 東京地判平12・3・23

パンフレットの構成:肯定 東京高判平7・1・31

→編集著作物における表現とアイデアとの関係

(2) データベース

著作権法で保護すること自体議論がある領域。

「情報の選択」「体系的な構成」に創作性があるかどうか。

NTTタウンページ事件 東京高判平12・3・17

5 二次的著作物

(1) 二次的著作物とは何か

「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」

元となる著作物を「原著作物」、新たに作られた著作物が「二次的著作物」

自己の著作物の二次的著作物ということもある（例 連載コミック）

適法要件はない。創作すること自体は自由。

(2) 原著作物との関係

各々別個の著作物であり、両者は併存する。

しかし、原著作物の著作権者は、二次的著作物について、二次的著作物の著作権者と同一の種類の権利を有する、という関係が存在する。

二次的著作物の利用を原著作物は拒むことができるのか？→65条3項類推？

キャンディキャンディ事件 最判平13・10・25

(3) 「同一の種類の権利」とは

二次的著作物が独自に創作付加した部分に原著作物の権利が及ぶのか？

独自に創作付加した部分があったとしても、それは原著作物をベースとした部分と分かちがたく存在するのが通例であるから、独自創作部分にも及ぶとするのが法意であると解されている。

第2 「著作者」

1 原則

著作者 = 創作者

著作者は創作行為により当然に著作権者となる。

(著作権は、財産権と人格権からなる。財産権は譲渡可能だが、人格権は一身専属)

著作者の認定は「創作のプロセスという事実」によるのであり「契約」で決めるものではない。

2 問題となる例

(1) 企画者は著作者か、編者かどうか

智恵子抄事件 最判平5・3・30：否定 編集著作権が争われた例
著作権判例百選事件 知財高裁平28・11・11 (抗告審)

(2) インタビュー記事など

「SMA P大研究」事件 東京地判平10・10・29
インタビューを受けた本人の著作者性を否定

創作的寄与の多寡、大小、高低により具体的に判断

ゴーストライターによる著作物の場合は、そのゴーストライターが著作者

(3) 職務著作

創作者 = 著作者、という原則の例外規定

「使用者の発意」

北見工業大学事件 知財高裁平22・8・4

地方公共団体との共同研究報告書の職務著作性を肯定

「使用者の業務に従事する者」

雇用関係から生ずるような指揮命令・監督関係があり、使用者に著作権を原始的に帰属させることを前提にしているような関係があるか？

請負はこれに該当せず。

「職務上作成されたもの」

「使用者の名義のもとに公表するもの」

計装工業会講習資料事件 知財高判平18・10・19

講師の肩書だけでは職務著作と認定できないとした)

「契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと」

(4) 映画の著作者

著作者は、作品の全体的形成に寄与した者

「映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」(16条)

原作・脚本・音楽の著作者をクラシカル・オーサーという

俳優も著作者足り得る

映画の著作権者は映画製作者(映画の著作物の製作に発意と責任を有する者)

「映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する」(29条1項)

(4) 著作者人格権

創作行為が、人の精神的な営みから発生することに基づく権利

- ・公表権（18条）

中田英寿事件 東京地判平12・2・29

- ・氏名表示権（19条）

歴史小説事件 東京地判平27・2・25 知財高裁平28・6・29

- ・同一性保持権（20条）

ときめきメモリアル事件 最判平13・2・13

計装工業会講習資料事件 知財高裁平18・10・19

名誉声望を害する利用（113条7項）

漫画on Web事件 知財高裁平25・12・11

実務上の課題

人格権不行使の特約（特に同一性保持権）

著作者死後の「権利」（116条 60条但書）

ノグチ・ルーム事件 東京地判平15・6・11

第3 著作隣接権と出版権

1 著作隣接権

著作物を含む情報の伝達に関与する者を保護する制度

著作権と同様に、伝達行為によって「当然に」権利が発生する。

(1) 実演家の権利（91条以下）

録音・録画兼

放送権・有線放送権

送信可能化権

譲渡権・貸与権

商業用レコードの二次使用

実演家の人格権

(2) レコード製作者の権利

レコードに固定された音を最初に固定した者

複製権

送信可能化権

譲渡権・貸与権

商業用レコードの二次使用

(3) 放送事業者・有線放送事業者の権利

課題→放送と通信の融合

2 著作権

(1) 制度の性質

80年以上前の著作権制定時より、出版業界は著作隣接権と同様の、出版という「伝達行為」について「当然に」発生する権利を主張してきたが、著作権者、利用者の反対により、折衷的な制度として制定された。平成26年改正も同じ。

「出版」という著作物の「利用行為」に物権的な保護を与えるもの。

(2) 現行著作権

1号著作権（80条1項1号）複製権への設定

2号著作権（80条1項2号）公衆送信権への設定

いずれも、権利者からの「設定」行為によって発生する。

(3) 効果

権利の「対抗」

権利の登録が可能

→令和2年改正の、利用権の「当然対抗」の影響？

ご清聴ありがとうございました

直近の著作

『電子書籍・出版の契約実務と著作権（第2版）』（民事法研究会）

弁護士 村瀬 拓男

用賀法律事務所

〒158-0096

東京都世田谷区玉川台2-22-20-202

TEL 03-5534-6116

FAX 03-5534-6685

e-mail: t-murase@youga-law.jp

H P : <http://youga-law.jp/>